

(別添1)

令和4年4月12日

（ 外 務 省 ）
（ 財 務 省 ）
（ 経 済 産 業 省 ）

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」(令和4年4月12日付)を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

(1) 資産凍結等の措置

外務省告示(4月12日公布)により資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦関係者(398個人・28団体)に対し、(i)及び(ii)の措置を実施する。

(i) 支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(注1) 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の特定銀行として新たに指定された2団体に対する資産凍結等の措置は令和4年5月12日から実施する。

(2) ロシア連邦向けの新規の対外直接投資の禁止措置

財務省告示により、令和4年5月12日以後に開始されるロシア連邦向けの新規の対外直接投資を許可制とする。

(3) ロシア連邦からの一部物品の輸入禁止措置

経済産業省告示で定める特定の貨物のロシア連邦からの輸入を承認制とする。

(注2) 施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置を講じる。

2. 上記資産凍結等の措置の対象者

別添参照

**外国為替及び外国貿易法に基づく
経済産業省告示の改正について
(ロシアからの一部物品の輸入禁止措置)**

**令和 4 年 4 月 12 日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部**

外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示の改正について (ロシアからの一部物品の輸入禁止措置)

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、**ロシアからの一部物品の輸入禁止措置**を導入する旨発表（4月12日閣議了解）。
- 今般、外為法第52条・輸入貿易管理令第3条に基づき、経済産業省告示を改正し（**4月12日公布、4月19日施行**）、同令第4条に基づく輸入承認の対象とすることにより、上記に関する輸入禁止措置を実施する。

○輸入禁止の対象となる品目（数字は関税率表の番号）

1 アルコール飲料

22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 2207.10, 22.08 （6品目）

2 木材(チップ、丸太及び単板)

4401.21, 4401.22, 44.03, 44.08 （4品目）

3 機械類・電気機械

84.07, 84.09, 84.12, 84.13, 84.14, 84.15, 84.18, 84.19, 84.21, 84.22, 84.24,
84.28, 84.31, 84.43, 84.50, 84.62, 84.66, 84.71, 84.73, 84.77, 84.79, 84.81,
84.82, 84.83, 87.03, 87.08, 87.11, 87.14 （28品目）

※施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置を講じる。

外国為替及び外国貿易法等（関連条文抜粋）

○外国為替及び外国貿易法

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○輸入貿易管理令

（輸入に関する事項の公表）

第三条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。（略）

（輸入の承認）

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一（略）
- 二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。
- 三（略）

注意点・補足点

今回の措置につきまして、既契約についての経過措置や個人的使用に供せられる輸入等に関する注意点がございますので、輸入を行う際にはご確認ください。

(施行前に輸入契約を行っている場合の経過措置について)

- 告示の施行前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入については、施行の日から起算して3ヶ月の間は輸入承認対象とはなりません。なお、この場合、通関時に契約書等の書類の提示を求められる場合がございます。

(無償で輸出するために無償で輸入する貨物)

- 本邦から輸出した貨物であって、本邦で修理した後に無償で再輸出するために無償で輸入する貨物については、本措置の対象外となります。

(個人使用)

- 個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物については、本措置の対象外となります。

(少額特例の適用除外)

- 本措置について、少額特例は適用されません。金額にかかわらず輸入禁止となりますのでご注意ください。

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

・輸入に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先 (共通)

bzl-russia-seisai@meti.go.jp

○経済産業省告示第九十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年四月十二日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の</p> | <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の</p> |

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

| 地域 | 貨物 | | |
|------------|----------|--|----------------|
| | 項目 番号 | 関税率表 の番号等 | 貨物名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| <u>ロシア</u> | <u>1</u> | <u>22.03</u> <u>22.04</u> <u>22.05</u> <u>22.06</u> <u>2207.10</u> <u>22.08</u> | <u>アルコール飲料</u> |

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

| 地域 | 貨物 | | |
|------|----------|--------------|------|
| | 項目 番号 | 関税率表 の番号等 | 貨物名 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [新設] | [新設] | [新設] | [新設] |

| | | |
|----------|----------------|-----------------|
| <u>2</u> | <u>4401・21</u> | <u>木材 (チップ、</u> |
| | <u>4401・22</u> | <u>丸太及び単板)</u> |
| <u>3</u> | <u>44・03</u> | |
| | <u>44・08</u> | |
| | <u>84・07</u> | <u>機械類・電気機</u> |
| | <u>84・09</u> | <u>械</u> |
| | <u>84・12</u> | |
| | <u>84・13</u> | |
| | <u>84・14</u> | |
| | <u>84・15</u> | |
| | <u>84・18</u> | |
| | <u>84・19</u> | |
| | <u>84・21</u> | |

| | | | |
|--|------|------|------|
| | [新設] | [新設] | [新設] |
| | [新設] | [新設] | [新設] |

| | | | |
|--|--|--------------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | <u>84.22</u> | |
| | | <u>84.24</u> | |
| | | <u>84.28</u> | |
| | | <u>84.31</u> | |
| | | <u>84.43</u> | |
| | | <u>84.50</u> | |
| | | <u>84.62</u> | |
| | | <u>84.66</u> | |
| | | <u>84.71</u> | |
| | | <u>84.73</u> | |
| | | <u>84.77</u> | |
| | | <u>84.79</u> | |
| | | <u>84.81</u> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 備考 | 表中の「」は注記である。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

附 則

この告示は、令和四年四月十九日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。